

離婚時の年金分割

平成19年4月から離婚時の年金分割制度が段階的に施行され、婚姻期間中の厚生年金を当事者間で分割することが可能となる。女性の老後の保障を充実させる上で一歩前進だと言えるが、今後、働き方が多様な女性の年金保障の一層の充実を図ることが必要である。

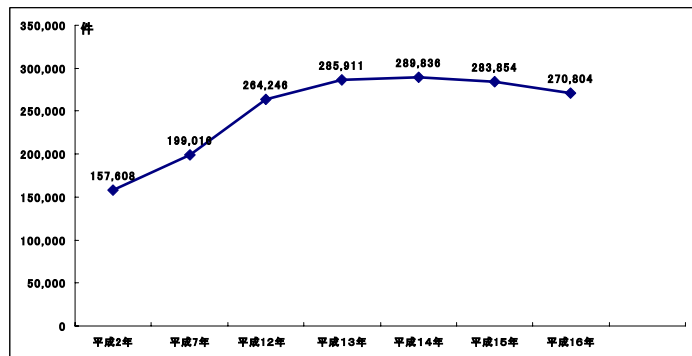
1 離婚の現状

厚生労働省の人口動態統計によると、日本における離婚件数は平成2年の約16万件から毎年増加し、14年には約29万件となった。その後減少したものの、16年には約27万件と、依然として高い水準にある(図1)。

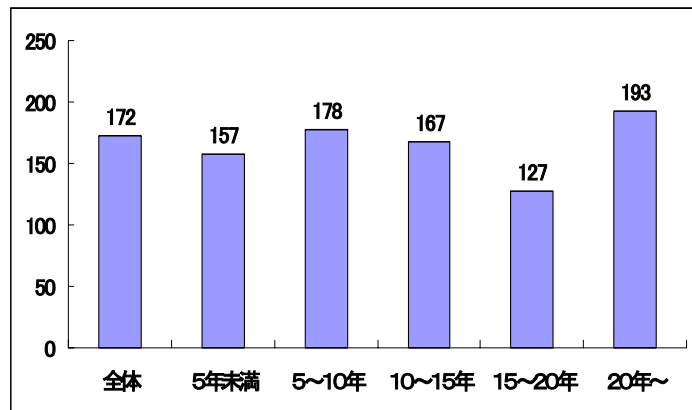
離婚件数を婚姻期間別に見ると、特に婚姻期間の長い夫婦の離婚が増加している。平成2年時点と16年の離婚件数を比較すると、婚姻期間20年以上の夫婦の離婚件数の増加率は、離婚件数全体の増加率を上回り、全ての期間の中で最も高い伸びを示している(図2)。

離婚件数増加の背景の一つには、離婚観の変化があると言われている。内閣府の国民生活選好度調査によると、前回調査と比較して男女とも「離婚を肯定する」が増加する一方で「離婚を否定する」は減少している。特に女性は離婚の肯定派と否定派の割合が逆転し、肯定派が多くなっている(図3)。

< 図1 離婚件数の推移 >

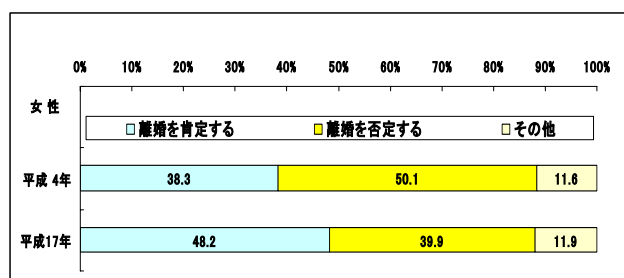
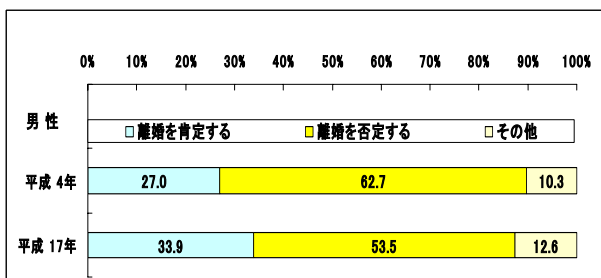


< 図2 婚姻期間別の離婚件数増加率(平成16年)
(平成2年を100とした場合)>



出所：平成16年人口動態統計より作成

< 図3 離婚に対する考え方 >



出所：平成16年度国民生活選好度調査

2 女性と年金

昭和60年の年金制度改正において、従来自営業者等を対象としていた国民年金を全被用者世帯に適用拡大した基礎年金制度が導入されるとともに、以下のような第3号被保険者制度が創設された。

自営業者等、従来国民年金の適用対象を第1号被保険者、被用者年金の被保険者を第2号被保険者とするとともに、被用者(第2号被保険者)の被扶養配偶者も、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とする。

通常は所得のない第3号被保険者に係る費用負担については、独自の負担を求めるとせず、被用者年金の被保険者全体の保険料拠出により賄う。

こうした基礎年金制度や第3号被保険者制度の導入により、基礎年金部分について専業主婦を含めた女性の年金権の確立が図られたが、報酬比例部分については被保険者本人のみに支給され、離婚した場合、配偶者は報酬比例部分について直接的には何の権利もない仕組みとなっていた。

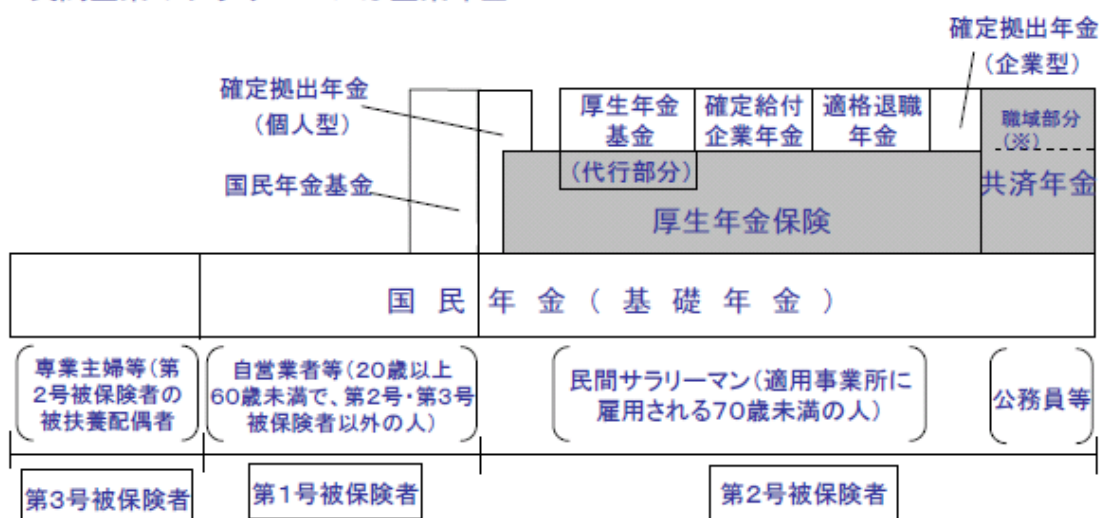
また、夫婦共働きの場合でも、厚生年金の年金額は被保険者本人の就労期間や賃金額をもとに計算されるため、男女の雇用格差・給与格差などを背景に、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあると指摘されていた。

婚姻期間の長い夫婦の離婚が増加する状況の中で、以上のような事情を考慮して、平成16年の年金制度改正により、離婚時の年金分割制度が導入されることとなった(図4)。

<図4 現行の年金給付の仕組みと分割対象>

- ・ 1階部分：基礎年金（全国共通の定額部分）
 - ・ 2階部分：サラリーマン（被用者）の報酬比例部分
 民間企業のサラリーマン → 厚生年金保険
 公務員・私立学校教職員 → 共済年金
 - ・ 3階部分：共済年金の職域部分
- ※ 民間企業のサラリーマンは企業年金

分割の対象



共済年金における職域部分については、平成18年4月28日閣議決定「被用者年金制度の一元化に関する基本方針について」により、平成22年から廃止することとされている。

3 離婚時の年金分割制度の概要

離婚時の年金分割制度は、以下のとおり段階的に施行される。

(1) 離婚時の厚生年金の分割制度（平成19年4月1日施行）

- ・婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録（夫婦の合計）（ ）を、離婚した場合に当事者間で分割することが認められる。

（ ）保険料納付記録とは、厚生年金保険料の算定の基礎となった標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）を指す。厚生年金の年金額はこの標準報酬を基礎として計算される。

- ・分割ができるのは、施行日以降に成立した離婚であるが、施行日前の婚姻期間に係る厚生年金の保険料納付記録も分割の対象とすることができる。
- ・離婚当事者は協議により按分割合について合意した上で、社会保険事務所に分割請求を行う。
- ・当事者間で合意がまとまらない場合、当事者の一方の求めにより、裁判手続により按分割合を定めることができる。
- ・按分割合の上限は5割で、下限は分割を受ける側の分割前の持分に当たる割合である。

(2) 第3号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（平成20年4月1日施行）

- ・施行日以降の第3号被保険者期間について、離婚をした場合または配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など分割を適用することが必要な事情にあると認められる場合に、当事者一方からの請求により、第2号被保険者の厚生年金の保険料納付記録を自動的に2分の1に分割することができる。

【厚生労働省の試算モデル】

結婚40年で勤続40年の夫と専業主婦の妻による月収約393,000円の標準世帯の場合、5割分割なら妻は基礎年金と厚生年金の分割分を合わせて月に約116,500円の年金が受給できる。

図 離婚時の厚生年金分割の標準例			
金額は概数。基礎年金は老齢基礎年金、厚生年金は老齢厚生年金（単位：円）			
■ 標準モデル世帯 （夫＝会社員、勤続40年で平均手取り賃金は39万3000円 妻＝結婚40年、専業主婦）			
	離婚前	現行で離婚	2007年4月以降
	世帯合計23万3000	16万7000	11万6500
夫婦	基礎年金 6.6万	元夫 基礎年金 6.6万	基礎年金 6.6万
	厚生年金 10.1万	厚生年金 10.1万	厚生年金1/2 5.05万
	基礎年金 6.6万		
		元妻 6万6000	11万6500
		基礎年金 6.6万	厚生年金1/2 5.05万
			基礎年金 6.6万

出所：平成18年11月20日北海道新聞記事

【社会保険庁による情報提供】

平成18年10月から各社会保険事務所では、年金を分割した場合の試算に必要な情報の提供を始めた。当事者双方又は一方が年金手帳と戸籍謄本などを持参して請求すると、2週間程度で郵送か窓口で分割の対象となる期間に係る当事者それぞれの保険料納付記録などを記載した「年金分割のための情報通知書」を受け取ることができる。50歳以上が希望すれば、按分割合50%（上限）の場合や希望する按分割合についての年金見込額の試算も行われる。当事者の一方が請求を行った場合、離婚前であれば他方への通知は行われない。

10月末までの1か月間に全国で1,355人が試算を請求し、その約9割が女性であった。試算を請求しなかった人も含めると、全国の社会保険事務所に寄せられた年金分割に関する相談は10月中だけで6,283件にのぼり、関心の高さを裏付けた。(出所：平成18年11月12日読売新聞記事)

(参考) 諸外国における離婚時の年金分割制度

国名	ドイツ	イギリス	カナダ	アメリカ
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金 (所得比例年金) ・ 企業年金 		公的年金 (所得比例年金)	年金分割の仕組みはない 婚姻期間が10年以上の場合、元配偶者の保険料納付記録に基づく配偶者年金(被保険者本人の年金額の50%)が支給される
分割方法	年金権を分割する方法と支払われる年金額を分割する方法の併用		年金権を分割	
分割内容・手続	離婚をめぐる裁判手続の中で原則均等分割としつつ、夫婦間の合意内容を裁判所が許可する形で分割を行うことも可能	財産分与に当たっての選択肢として財産分与手続の中で総合的に考慮され、内容は個別ケースごとに裁判所が定める	離婚に伴い自動的に均等に分割	

出所：平成13年12月「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書」

「生活の低下覚悟を」ブーム警鐘

年金分割をきっかけとして熟年離婚に関心が集まる現状には、懸念の声もある。

夫婦・家族問題コンサルタントの池内ひろ美さんは、「年金分割は、貧乏を分け合えと言っているような制度。離婚した主婦の生活水準は、ほぼ確実に下がることを覚悟する必要がある」と話す。住居費などが必要になる上に熟年女性の就職も容易ではないからだ。

離婚しなかった場合には、サラリーマンだった夫が先に亡くなると、妻は原則として遺族厚生年金を受給できる。その金額は、夫の厚生年金の4分の3が基本。最大で半分までの年金分割より、格段に有利だ。

池内さんのもとには、月約80人が離婚の相談に訪れる。「人生を再構築するために若いうちを選択する離婚は前向きに考えてよいが、熟年離婚はできるだけ思いとどまるようにと助言している」と池内さんは話す。

出所：平成18年11月12日読売新聞記事

4 女性の年金保障の充実に向けて

平成17年の簡易生命表によると、男性の平均寿命は78.53年、女性の平均寿命は85.49年で女性が約7年男性を上回っている。今回の年金分割の導入は、女性の老後の保障を充実させる上で一歩前進だと言えるが、基礎年金と合わせても、老後の暮らしに必ずしも十分な金額とは言えない状況にある。今後、負担と給付のあり方を含めて、働き方が多様な女性の年金保障の一層の充実を図ることが必要である。